

施策目標2-5 健やかな体の育成及び学校安全の推進

施策期間

目標達成年度：平成22年度（基準年度：平成15年度）

主管課（課長名）

スポーツ・青少年局学校健康教育課（松川 憲行）

関係局課（課長名）

大臣官房文教施設企画部施設企画課（長坂 潤一）、生涯学習政策局社会教育課（塩見 みづ枝）、スポーツ・青少年局企画・体育課（山口 敏）

施策の概要

児童生徒が心身ともに健やかで安全に成長していくことができるよう、学校・家庭・地域が連携して心身の健康と安全を守ることでできる体制の整備を推進するとともに、児童生徒が自らの心身の健康をはぐくみ、安全を確保することのできる基礎的な素養の育成を図る。

評価

学校保健委員会の設置率や薬物乱用防止教室の開催率の上昇、栄養教諭配置数や学校給食における地場産物の使用割合の増加、地域のボランティアによる学校内外の巡回・警備が行われている小学校の割合や子どもの安全対応能力の向上を図るための取組を実施している各学校の割合の高水準維持など、各達成目標の結果から、十分に進捗した。

達成目標

達成目標2-5-1 B（イA、口B）

児童生徒の心身の健康課題に対応するため、学校保健を充実するための取組を推進する。そのための指標として、学校における健康に関する課題について研究協議し、学校・家庭・地域の関係機関などの連携による効果的な学校保健活動を可能にする組織である学校保健委員会の設置率を設定する。また、近年の学校保健における重要課題である青少年の薬物乱用の防止について、生徒の薬物乱用を拒絶する規範意識の向上を図るための取組である薬物乱用防止教室の開催率を指標とする。

- ・判断基準 2-5-1 イ：公立学校（大学を除く）における学校保健委員会の設置率
- ・判断基準 2-5-1 口：公立中学校・高等学校・中等教育学校における薬物乱用防止教室の開催率

判断基準イ	公立学校（大学を除く）における学校保健委員会の設置率 S = 100% A = 80～100%未満 B = 60～80%未満 C = 60%未満
判断基準口	公立中学校・高等学校・中等教育学校における薬物乱用防止教室の開催率 S = 100% A = 80～100%未満 B = 60～80%未満 C = 60%未満

近年、公立学校（大学を除く）における学校保健委員会の設置率は年々上昇している。平成21年度については、約88%となっている（「A」に該当）。また、公立中学校・高等学校・中等教育学校における薬物乱用防止教室の開催率については約78%となっている（「B」に該当）。

(指標)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
イ 学校保健委員会の設置率(%) (公立学校全体(大学を除く)) ¹	80.6	81.9	83.9	85.7	88.3
ロ 薬物乱用防止教室の開催率(%) (公立中学校・高等学校・中等教育学校) ²	62.8	64.1	62.8	64.1	78.4

(指標に用いたデータ・資料等)

1 「学校保健委員会設置状況」

(作成: 文部科学省)(作成又は公表時期: 毎年度5月)

(基準時点又は対象期間: 前年度)(所在: 学校健康教育課調べ)

2 「薬物乱用防止教室の開催状況」

(作成: 文部科学省)(作成又は公表時期: 毎年度8月)(基準時点又は対象期間: 前年度)

(所在: 内閣府ホームページ<http://www8.cao.go.jp/souki/drug/pdf/goka.pdf>)

達成目標2-5-2 A(イS、ロA)

児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校給食等と関連づけた効果的な食に関する指導及び指導体制の整備を推進する。そのための指標として、食育推進基本計画にも明記されているように、学校における食育の推進を図る上での栄養教諭の重要性に鑑み、その配置数の増加数を設定する。また、学校給食における地場産物の使用についても、当該計画において指摘されているように食に関する指導において重要であることから、その割合を指標とする。

・判断基準2-5-2 イ: 栄養教諭配置数の前年度比増加数

・判断基準2-5-2 ロ: 学校給食における地場産物の使用割合(食材数ベース)

判断基準イ	栄養教諭配置数の前年度比増加数(人)
	S = 600人以上
	A = 400 ~ 600人未満
	B = 200 ~ 400人未満
	C = 0 ~ 200人未満

判断基準ロ	学校給食における地場産物の使用割合(食材数ベース)(%)
	S = 30%以上
	A = 20 ~ 30%未満
	B = 10 ~ 20%未満
	C = 10%未満

平成21年度における栄養教諭の配置数は2,663人であり、20年度の配置数(1,897人)と比較して766人の増加である(「S」に該当)。また、学校給食における地場産物の使用割合については、食育推進基本計画において、平成22年度までに30%以上とすることを目標に掲げ、地場産物の活用を推進しており、前年度(20年度)の使用割合より増加し、26.1%となっている(「A」に該当)。

(指標)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
イ 栄養教諭配置数の増加数(人) (栄養教諭配置数(人)) ¹	(34)	325 (359)	627 (986)	911 (1,897)	766 (2,663)
ロ 学校給食における地場産物の使用割合(食材数ベース)(%) ²	23.7	22.4	23.3	23.4	26.1

(指標に用いたデータ・資料等)

1 「栄養教諭の配置状況」

(作成: 文部科学省)(作成又は公表時期: 毎年度5月)(基準時点又は対象期間: 4月1日)

(所在: 文部科学省ホームページ(http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/08040314.htm))

2 「学校給食栄養報告」

(作成: 文部科学省)(作成又は公表時期: 毎年度3月)

(基準時点又は対象期間：6月及び11月の第3週の5日間)

(所在：文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/eiyou/1266982.htm))

達成目標2-5-3 A(イA、口A)

学校における児童生徒の安全を確保するため、地域ぐるみで子どもの安全を守る体制の整備や子どもたち自身に危険を予測・回避する能力を習得させる取組等を推進する。そのための指標として、地域社会全体で子どもの安全を守る取組の一環としての地域のボランティアによる学校内外の巡回・警備が実施されている小学校の割合を設定する。また、子どもの安全対応能力の向上を図るための取組(防犯教室等)を実施している幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(以下「各学校」と称する。)の割合を指標として設定する。

・判断基準2-5-3 イ：地域のボランティアによる学校内外の巡回・警備が実施されている小学校の割合

・判断基準2-5-3 口：子どもの安全対応能力の向上を図るための取組(防犯教室等)を実施している各学校の割合

判断基準イ	地域のボランティアによる学校内外の巡回・警備が行われている小学校の割合
	S = 100%
	A = 90～100%未満
	B = 70～90%未満 C = 70%未満

判断基準口	子どもの安全対応能力の向上を図るための取組(防犯教室等)を実施している各学校の割合
	S = 100%
	A = 75～100%未満
	B = 65～75%未満 C = 65%未満

地域のボランティアによる学校内外の巡回・警備が行われている小学校の割合は、年々増加しており、平成19年度時点で92.6%となっている(「A」に該当)。また、子どもの安全対応能力の向上を図るための取組を実施している各学校の割合は高水準で推移しており、平成19年度時点で79.6%となっている(「A」に該当)。

なお、指標に用いたデータは平成20年度以降隔年調査となっているため、補助的指標として地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業(現在は施策1-3の学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金に含まれる。)のスクールガード養成講習会の平均参加者を参照し、1県(指定都市)当たり、平成20年度が約1,200人、平成21年度が約1,100人となっている。さらに、防犯教室推進事業の実施状況を参照し、平成20年度が44都道府県で実施(他3県においても県独自の取組を実施)、平成21年度においても44都道府県で実施(他3県においても県独自の取組を実施)となっていることから、取組は継続されていると考えられる。

(指標)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
イ 地域のボランティアによる学校内外の巡回・警備が行われている小学校の割合(%) ¹	86.7	91.0	92.6		調査中
口 子どもの安全対応能力の向上を図るための取組を実施している各学校の割合(%) ²	80.4	80.6	79.6		調査中

(指標に用いたデータ・資料等)

1 「学校の安全管理の取組状況に関する調査」

(作成：文部科学省)(作成又は公表時期：毎年度3月)(基準時点又は対象期間：前年度3月末時点)

(所在：文部科学省ホームページ

(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/fieldfile/2010/01/20/1267499_1.pdf))

2 「学校の安全管理の取組状況に関する調査」

(作成：文部科学省)(作成又は公表時期：毎年度3月)(基準時点又は対象期間：前年度3月末時点)

(所在：文部科学省ホームページ

(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/fieldfile/2010/01/20/1267499_1.pdf))

必要性・有効性・効率性分析

【必要性の観点】

<学校保健について>

近年、社会環境や生活環境の急激な変化により、喫煙、飲酒、薬物乱用、アレルギー疾患、各種感染症、生活習慣病、メンタルヘルスなど、児童生徒の心身に様々な健康課題が生じており、学校における児童生徒の保健指導・管理は極めて重要である。これらの課題に適切に対応するためには、学校・家庭・地域の連携により、その知見や能力を最大限活用する体制の整備・充実を引き続き図っていく必要がある。

< 学校給食・食育について >

近年、子どもを取り巻く生活環境が変化し、朝食欠食、偏食、孤食といった課題が生じている。子どもたちが健やかに育つ上で大切な生活リズムを育み、将来の生活習慣病予防につなげるためにも、各教科等の内容や学校給食を関連付けながら食に関する指導を推進する必要がある。

< 学校安全について >

近年、学校内外において不審者による子どもの安全を脅かす事件・事故、交通事故や自然災害による被害が発生するなど、子どもの安全と安心を確保することが極めて重要な課題となっている。こうした課題に対応するためには、地域社会全体で子どもたちの安全を守る体制を整備するとともに、子ども自身に危険を予測・回避する能力を習得させるための取組を進める必要がある。

【有効性の観点】

< 学校保健について >

学校保健の充実のための様々な取組を実施することにより、学校における保健活動の中心的な役割を担う学校保健委員会の設置率が上昇したほか、中高生等に対して、薬物乱用の防止について指導する重要な機会である薬物乱用防止教室の開催率も70%を超えるなど一定の成果を上げている。

今後も更なる取組の推進によって、学校保健における学校・家庭・地域の連携体制の整備がなされることが期待されるとともに児童生徒が心身の健康課題に関する正しい知識と望ましい生活習慣を身につけることが期待される。

< 学校給食・食育について >

学校給食と関連づけた効果的な食に関する指導及び指導体制の整備を推進するための取組を実施することにより、学校における食育の推進において重要な役割を担う栄養教諭の配置数や学校給食における地場産物の使用割合について上昇がみられるなど、一定の成果を上げている。

今後も更なる取組の推進によって、学校において栄養教諭を中核とした食に関する指導体制が整備され、効果的な食に関する指導が推進されることにより、児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけることが期待される。

< 学校安全について >

学校における児童生徒の安全を確保するための取組を実施することにより、学校の安全管理の充実を図るための取組である地域のボランティアによる学校内外の巡回・警備が実施されている小学校の割合については増加している。また、子どもの安全対応能力の向上を図るための取組が実施されている学校の割合についても約80%という高水準を維持している。

今後も更なる取組の推進によって、地域社会全体で児童生徒の安全を確保する体制の整備が図られるとともに、児童生徒の安全対応能力の向上が期待される。

【効率性の観点】

< 施策目標全体について >

- ・ 学校すこやかプラン 467 百万円 (平成 21 年度予算額)
- ・ 食育推進プラン 491 百万円 (平成 21 年度予算額)
- ・ 子ども安心プロジェクト 137 百万円 (平成 21 年度予算額)

「学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金(施策1-3)」に含まれる「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」分を除く。

< 学校保健について >

(事業インプット)

- ・ 学校すこやかプラン 467 百万円 (平成 21 年度予算額)

(事業アウトプット)

本事業の実施により、各学校において、派遣された専門医等による教職員に対する指導・助言及び児童生徒等への心身の健康相談・保健指導が行われるなど学校を含んだ地域における子どもの健康管理の充実等が図られるとともに、薬物乱用防止教育推進事業、「性に関する教育」普及推進事業などの実施を通じて児童生徒に対する保健指導の取組が推進される。

(事業アウトカム)

児童生徒が心身の健康課題に関する正しい知識と望ましい生活習慣を身につけるとともに、学校保健における

学校・家庭・地域の連携体制の更なる整備が期待される。

<学校給食・食育について>

(事業インプット)

・食育推進プラン

491 百万円 (平成 21 年度予算額)

(事業アウトプット)

本事業の実施により、栄養教諭を中核とした家庭や地域の関係機関との連携協力や、地場産物を活用した学校給食の実施などの取組が推進され、学校給食等と関連づけた効果的な食に関する指導が行われるとともに、「栄養教諭育成講習事業」等の実施により食に関する指導体制の整備が図られる。

(事業アウトカム)

児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることが期待される。

<学校安全について>

(事業インプット)

・子ども安心プロジェクト

137 百万円 (平成 21 年度予算額)

「学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金(施策1-3)」に含まれる「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」分を除く。

(事業アウトプット)

本事業の実施により、警察官 0B 等からなるスクールガード・リーダーによる各学校の巡回指導等の実施など、学校の安全管理に係る取組が推進されるとともに、防犯教室の講師に対する講習会などの施策を通じて児童生徒に対する安全教育に係る取組が推進される。

(事業アウトカム)

地域社会全体で児童生徒の安全を見守る体制の整備が図られることにより、学校内外における児童生徒の安全が確保されるとともに児童生徒自身が危険を予測・回避する能力を習得することが期待される。

以上より、事業の波及効果も認められ、効率性の観点から妥当である。

施策への反映(フォローアップ)

【予算要求への反映】

評価対象施策の改善、廃止等の見直し

【機構定員要求への反映】

特になし

【具体的な反映内容について】

達成目標 2-5-1 については、目標数値をほぼ想定通りに達成することができている。平成 23 年度においても、メンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患等の多様化する児童生徒の心身の健康問題に適切に対応するため、学校保健に係る取組を引き続き実施する。

達成目標 2-5-2 については、目標数値を想定どおりに達成することができている。平成 23 年度においても、学校における食育の推進の中核となる栄養教諭の配置促進に資するよう、学校給食等と関連付けた効果的な食に関する指導体制の整備を推進する取組を引き続き実施する。

達成目標 2-5-3 については、目標数値を想定どおりに達成することができている。平成 23 年度においても、地域社会全体で児童生徒の安全を見守る体制の整備及び児童生徒が危険を予測・回避する能力を習得するための取組を引き続き実施する。

【事業仕分け、行政事業レビューの指摘について】

事業仕分けについて(平成 21 年 11 月)

・「子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業」

「国として事業を行わない」との評価結果及びこの結果に対して国民から頂いたご意見等を踏まえ、平成 22 年度は予算額を縮減して実施し、平成 23 年度までに段階的に廃止することとした。

行政事業レビューについて(平成 22 年 7 月)

<廃止>

・スクールヘルスリーダー派遣事業

・交通安全教育推進事業

・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業全国連絡協議会の開催等

・学校給食における新たな地場産物の活用方策等に関する調査研究

<段階的廃止>

- ・子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業
- < 廃止の上整理統合 >
 - ・スポーツ施設等安全管理推進事業
- < 縮減 >
 - ・薬物乱用防止教育推進事業
 - ・心のケア対策推進事業
 - ・児童生徒の心と体を守るための啓発教材の作成
 - ・児童生徒の現代的健康課題への学校における取組に関する調査研究
 - ・「性に関する教育」普及推進事業
 - ・健康教育関係調査費等
 - ・防犯教室の推進
 - ・栄養教諭を中核とした食育推進事業
 - ・学校給食の衛生管理等に関する調査研究
 - ・栄養教諭育成講習事業
 - ・食生活学習教材の作成・配布
 - ・日本学校保健会補助
 - ・独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金に必要な経費
- < 現状維持 >
 - ・災害共済給付事業

具体的な達成手段

【事業概要等】	【21年度の実績】
<p>学校すこやかプラン（開始：15年度 終了： 年度 21年度予算額：467百万円）</p>	
<p>近年の社会環境や生活環境の急激な変化により、アレルギー疾患やメンタルヘルスなど児童生徒の心身に様々な健康課題が生じていることから、これらの児童生徒の多様化する現代的な健康課題に適切に対応するため、学校だけでなく退職看護教諭や医師などの地域の専門家や関係機関等と連携を図りながら、学校保健を推進する。</p>	<p>スクールヘルスリーダー派遣事業 51 都道府県・指定都市で実施</p> <p>子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業 45 都道府県・指定都市で実施 (H21年度事業仕分けを踏まえ、平成22年度は予算額を縮減して実施し、平成23年度までに段階的に廃止する)</p> <p>薬物乱用防止教室推進事業 39 都道府県で講習会を実施 1 地域でシンポジウムを開催 大学生向け啓発パンフレットを約140万部、ポスター約4千部配布</p> <p>心のケア対策推進事業 1 地域でシンポジウムを開催</p> <p>児童生徒の心と体を守るための啓発教材の作成 全国の小学校5年生、中学校1年生、高等学校1年生に配布(中等教育学校、特別支援学校含む)</p> <p>児童生徒の現代的健康課題への学校における取組に関する調査研究 調査研究を1団体に委託し、実施 麻疹予防接種啓発リーフレットを全国の中学校1年生、高等学校3年生に配布</p> <p>「性に関する教育」普及推進事業 実践研究を1団体に委託し、実施 22 道府県で研修会を実施</p>
<p>食育推進プラン（開始：16年度 終了： 年度 21年度予算額：491百万円）</p>	
<p>朝食欠食や偏った栄養摂取など子どもたちの食生活の乱れや健康への影響が問題となっていることから、栄養教諭が中心となり、学校・家庭・地域が連携し、子どもに望ましい食習慣や食に関する正しい知識などを身に付けさせ</p>	<p>栄養教諭を中核とした食育推進事業 全国64地域で実施 事業の分析・効果測定を行う調査を1団体に委託し実施</p> <p>「食に関する指導の手引」の改訂 全国の学校等に約9万部配布</p> <p>学校における食育の推進と理解促進のための啓発資料の作成・配布 全国の学校等に約4万枚配布</p>

<p>るとともに、学校給食における地場産物の活用を促進するなど、学校における食育、学校給食の充実を図る。</p>	<p>学校給食の衛生管理等に関する調査研究 1 団体に委託し、実施</p> <p>学校給食における新たな地場産物の活用方策等に関する調査研究 20 団体に委託し、実施</p> <p>郷土料理等を活用した学校給食情報化推進事業 1 団体に委託し、実施</p> <p>栄養教諭育成講習事業 7 都道府県で実施</p> <p>栄養教諭の専門性の高度化に関する先導的プログラムの研究開発 2 団体に委託し、実施</p> <p>食育推進交流シンポジウムの開催 全国3カ所で開催</p> <p>食生活学習教材の作成・配布 全国の小学校1・3・5年生、中学校1年生に配布</p>
--	--

子ども安心プロジェクト（開始：14年度 終了： 年度 21年度予算額：137百万円）
「学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金（施策1-3）」に含まれる「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」分を除く

<p>学校内外における子どもの安全を脅かす事件、事故や自然災害が発生していることから、地域社会全体で子どもの安全を見守る体制を整備するとともに、子ども自身に危険を予測・回避する能力を習得させる安全教育を支援するなど、学校安全の取組を推進する。</p>	<p>「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」の改訂 全国の学校等向けに参考資料を作成</p> <p>教職員向け安全教育資料の作成 全国の中学校・高等学校等の教職員向けに指導参考資料を作成</p> <p>防災教育教材の作成 全国の高等学校等向けに教材を作成</p> <p>防犯教室の推進 44 都道府県で講習会を実施 防犯教室用パンフレットを全国の小学校1・2年生に配布</p> <p>学校施設の安全対策推進事業 学校施設に関する研修会等において、学校施設の事故防止・防犯対策に関する報告書等を配布・解説</p> <p>スポーツ施設等安全管理推進事業 32 道県でスポーツ施設等安全管理講習会を実施</p>
---	--

（参考）関連する独立行政法人の事業（なお、当該事業の評価は文部科学省独立行政法人評価委員会において行われている。評価結果については、独法評価書を参照のこと）

独法名	21年度予算額	事業概要